No.９

令和７年（１２月）

第４回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第１０９号	熊谷市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表	企　画　課	１
第１１０号	熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例案新旧対照表	教育総務課	３
第１１１号	熊谷市育英資金貸付に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	教育総務課	４
第１１２号	熊谷市立文化センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表	プラネタリウム館	５
第１１３号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保　育　課	６
第１１４号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保　育　課	７
第１１５号	熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職　員　課	１１
第１１６号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事）	こども課	１２
第１１７号	工事請負契約の締結についての変更について （準用河川新星川改修工事）	河　川　課 （契約課）	１３
第１１８号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（１期））	教育総務課 （契約課）	１４
第１２６号	大里広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約案新旧対照表	企　画　課	１５
第１２７号	認定路線調書・位置図	管　理　課	１６
第１２８号	廃止路線調書・位置図	管　理　課	２０
第１２９号	業者名及び審査結果 （新熊谷学校給食センター整備事業）	教育総務課	２４

議案第１０９号の参考資料

熊谷市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市行政組織条例（平成１７年条例第６号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（設置） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定に基づき、市長は、その権限に属する事務を分掌させるために、次に掲げる部及び室を設けるものとする。 市長公室 総合政策部 総務部 市民部 福祉部 こども健康部 環境部 産業振興部 都市整備部 建設部 （分掌事務） 第２条　部及び室の分掌事務を次のとおり定める。 市長公室～総務部　（略） 市民部 ⑴～⑺　（略） 福祉部 ⑴　福祉の総合的な調整に関すること。 ⑵　生活保護に関すること。 ⑶・⑷　（略） こども健康部 ⑴　児童、母子及び父子の福祉に関すること。 ⑵　青少年の育成保護に関するこ	（設置） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定に基づき、市長は、その権限に属する事務を分掌させるために、次に掲げる部及び室を設けるものとする。 市長公室 総合政策部 総務部 市民部 福祉部 環境部 産業振興部 都市整備部 建設部 （分掌事務） 第２条　部及び室の分掌事務を次のとおり定める。 市長公室～総務部　（略） 市民部 ⑴～⑺　（略） ⑻　保健予防に関すること。 福祉部 ⑴　福祉の総合的な調整及び生活保護に関すること。 ⑵・⑶　（略） ⑷　児童福祉及び母子福祉に関すること。 ⑸　青少年の育成保護に関すること。 ⑹　その他社会福祉に関すること。

改　　正　　案	現　　行
と。 ⑶　保健予防に関すること。 環境部～建設部　（略）	環境部～建設部　（略）

議案第１１０号の参考資料

熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市入学準備金貸付条例（平成１７年条例第９９号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>（貸付金の額等）
第５条　貸付金の区分、貸付限度額及び返還期間は、次の表のとおりとし、貸付金は、貸付けをした月の翌月から起算して<u>６か月</u>据え置き、<u>規則で</u>定める方法<u>により</u>返還するものとする。ただし、貸付金の返還未済額の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。
<table>
<tr><th>区分</th><th>貸付限度額</th><th>返還期間（据置期間を含む。）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>大学
専修学校（専門課程<u>又は専攻科</u>）</td><td>５００，０００円</td><td>４８月</td></tr>
</table>
２　（略）</td><td>（貸付金の額等）
第５条　貸付金の区分、貸付限度額及び返還期間は、次の表のとおりとし、貸付金は、貸付けをした月の翌月から起算して<u>６箇月</u>据え置き、<u>規則の</u>定める方法<u>により、</u>返還するものとする。ただし、貸付金の返還未済額の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。
<table>
<tr><th>区分</th><th>貸付限度額</th><th>返還期間（据置期間を含む。）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>大学
専修学校（専門課程）</td><td>５００，０００円</td><td>４８月</td></tr>
</table>
２　（略）</td></tr>
</table>

議案第１１１号の参考資料

熊谷市育英資金貸付に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市育英資金貸付に関する条例(平成１７年条例第１００号)

(下線部分は改正部分)

改　正　案	現　行
(貸与の金額) 第４条　資金は、次の金額の範囲内で市長が定める。 ⑴・⑵　(略) ⑶　専修学校高等課程の学生１人　月額　１５，０００円以内 ⑷　(略) ⑸　専修学校専門課程又は専攻科の学生１人　月額　３０，０００円以内	(貸与の金額) 第４条　資金は、次の金額の範囲内で市長が定める。 ⑴・⑵　(略) ⑶　専修学校高等課程の生徒１人　月額　１５，０００円以内 ⑷　(略) ⑸　専修学校専門課程の生徒１人　月額　３０，０００円以内

議案第１１２号の参考資料

熊谷市立文化センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立文化センター条例（平成１７年条例第１０５号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>別表第３（第８条関係）
プラネタリウム館使用料
<table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>小学生・中学生</td><td>１人１回につき
１００円</td></tr><tr><td>上記以外の者（小学校就学前の者を除く。）</td><td>１人１回につき
２００円</td></tr></table>備考　小学校就学前の者は、無料とする。</td><td>別表第３（第８条関係）
プラネタリウム館使用料
<table><tr><th>区分</th><th>料金</th></tr><tr><td>小学校入学前
小学生
中学生</td><td>１人１回につき
５０円</td></tr><tr><td>高校生
大学生
一般</td><td>１人１回につき
１００円</td></tr></table>備考
付添人のいる小学校入学前の者が座席を利用しない場合は、無料とする。</td></tr>
</table>

議案第１１３号の参考資料

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>（利用乳幼児及び職員の健康診断）
第１７条　（略）
２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。
<table><tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>３・４　（略）</td><td>（利用乳幼児及び職員の健康診断）
第１７条　（略）
２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
３・４　（略）</td></tr>
</table>

議案第１１４号の参考資料

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成２７年条例第１５号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

熊谷市特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）に基づく特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づく一時預かり事業の利用に係る教育・保育給付認定保護者、扶養義務者又は保護者が負担すべき費用について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法及び児童福祉法の例による。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額）

第３条　教育・保育給付認定保護者（第２号の場合にあっては、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を規則で定める日までに支払わなければならない。

⑴～⑷　（略）

２・３　（略）

４　第２項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯のうち２人以上が同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する場合その他の規則で定める場合における第１項第１号から第３号までの額は、規則で定める。

（一時預かり事業の利用者負担額）

第４条　熊谷市立保育所において実施する一時預かり事業を利用した乳幼児の保護者は、その都度、別表第３に定める額を市長に支払わなければならない。

（利用者負担額の減免）

第５条　市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより第３条第１項各号及び前条に定める額を減額し、又は免除することができる。

別表第１（第３条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）	
階層	定義	保育標準時間	保育短時間
	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国		

現　　行

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）に基づく特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者が負担すべき費用について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法の例による。

（利用者負担額）

第３条　教育・保育給付認定保護者（第２号の場合にあっては、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を規則で定める日までに支払わなければならない。

⑴～⑷　（略）

２・３　（略）

（２人以上が利用する場合における利用者負担額）

第４条　前条第２項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯のうち２人以上が同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する場合その他の規則で定める場合における同条第１項第１号から第３号までの額は、規則で定める。

（利用者負担額の減免）

第５条　市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより第３条第１項各号に定める額を減額し、又は免除することができる。

別表第１（第３条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）	
階層	定義	保育標準時間	保育短時間
	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国		

A	した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親が教育・保育給付認定保護者である世帯	（略）	（略）

別表第２（第３条関係）

（略）

別表第３（第４条関係）

区分	利用者負担	
	満３歳未満	満３歳以上
１日利用	１人１日につき　３，０００円	１人１日につき　２，５００円
時間利用	１人１時間につき　７００円	

備考

１　「１日利用」とは、市長が別に定める利用時間の全てを利用する場合をいう。

２　「時間利用」における利用時間については、１時間未満の端数があるときは、その端数を１時間として計算する。

A	した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親が教育・保育給付認定保護者である世帯	（略）	（略）

別表第２（第３条関係）

（略）

議案第１１５号の参考資料

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第３３号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>別表（第２条、第６条関係）
<table><tr><th>職種</th><th>月額</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>２　保健師、看護師<u>及び</u>准看護師</td><td>給与条例別表第２医療職給料表に定める２級における最高の号給の給料月額</td></tr></table></td><td>別表（第２条、第６条関係）
<table><tr><th>職種</th><th>月額</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>２　保健師、看護師<u>、准看護師及び歯科衛生士</u></td><td>給与条例別表第２医療職給料表に定める２級における最高の号給の給料月額</td></tr></table></td></tr>
</table>

議案第１１６号の参考資料　工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事）

変　更　請　負　代　金　額　算　出　表

当初請負代金額		増加額（第１回変更）		請負代金額（第１回変更）
税込	＋	税込	＝	税込
4,031,819,000		910,239,715		4,942,058,715

請負代金額（第１回変更後）		増加額（第２回変更）		請負代金額（第２回変更）
税込	＋	税込	＝	税込
4,942,058,715		59,268,000		5,001,326,715

請負代金額（第２回変更後）		増加額（第３回変更）		請負代金額（第３回変更）
税込	＋	税込	＝	税込
5,001,326,715		202,292,043		5,203,618,758

当初請負代金額との差額	1,171,799,758 円の増
請負代金額（第２回変更）との差額	202,292,043 円の増

議案第１１７号の参考資料　工事請負契約の締結についての変更について（準用河川新星川改修工事）

変　更　請　負　代　金　額　算　出　表

当初設計額	当初請負代金額	変更設計工事価格	変更請負代金額	消費税等相当額	摘要
税込	税込	税別	税込	内	
266,486,000	247,830,000	261,715,000	267,732,300	24,339,300	

当初請負代金額	247,830,000	×	変更設計工事価格	261,715,000	＝ 243,393,005
当初設計金額	266,486,000				変更請負工事価格(改め) 243,393,000
(請負率)	92.99%				

変更請負工事価格	243,393,000	×０．１０＝	24,339,300	消費税等相当額

合計(変更請負代金額)＝ **267,732,300**

当初請負代金額との差額 **19,902,300** 円の増

議案第１１８号の参考資料　工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（１期））

変　更　請　負　代　金　額　算　出　表

当初設計額	当初請負代金額	変更設計工事価格	変更請負代金額	消費税等相当額	摘要
税込	税込	税別	税込	内	
406,120,000	383,900,000	380,600,000	395,670,000	35,970,000	

当初請負代金額	383,900,000
当初設計金額	406,120,000
（請負率）	94.52%

×

変更設計工事価格	380,600,000	＝	359,743,120
		変更請負工事価格（改め）	359,700,000

変更請負工事価格	359,700,000	×０．１０＝	35,970,000	消費税等相当額

請負代金額（第１回変更）
税込
387,970,000

合計（変更請負代金額）＝ **395,670,000**

当初請負代金額との差額	**11,770,000**	円の増
請負代金額（第1回変更）との差額	**7,700,000**	円の増

議案第１２６号の参考資料

大里広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約案新旧対照表

大里広域市町村圏組合規約（昭和４７年埼玉県指令地第１７８１号）

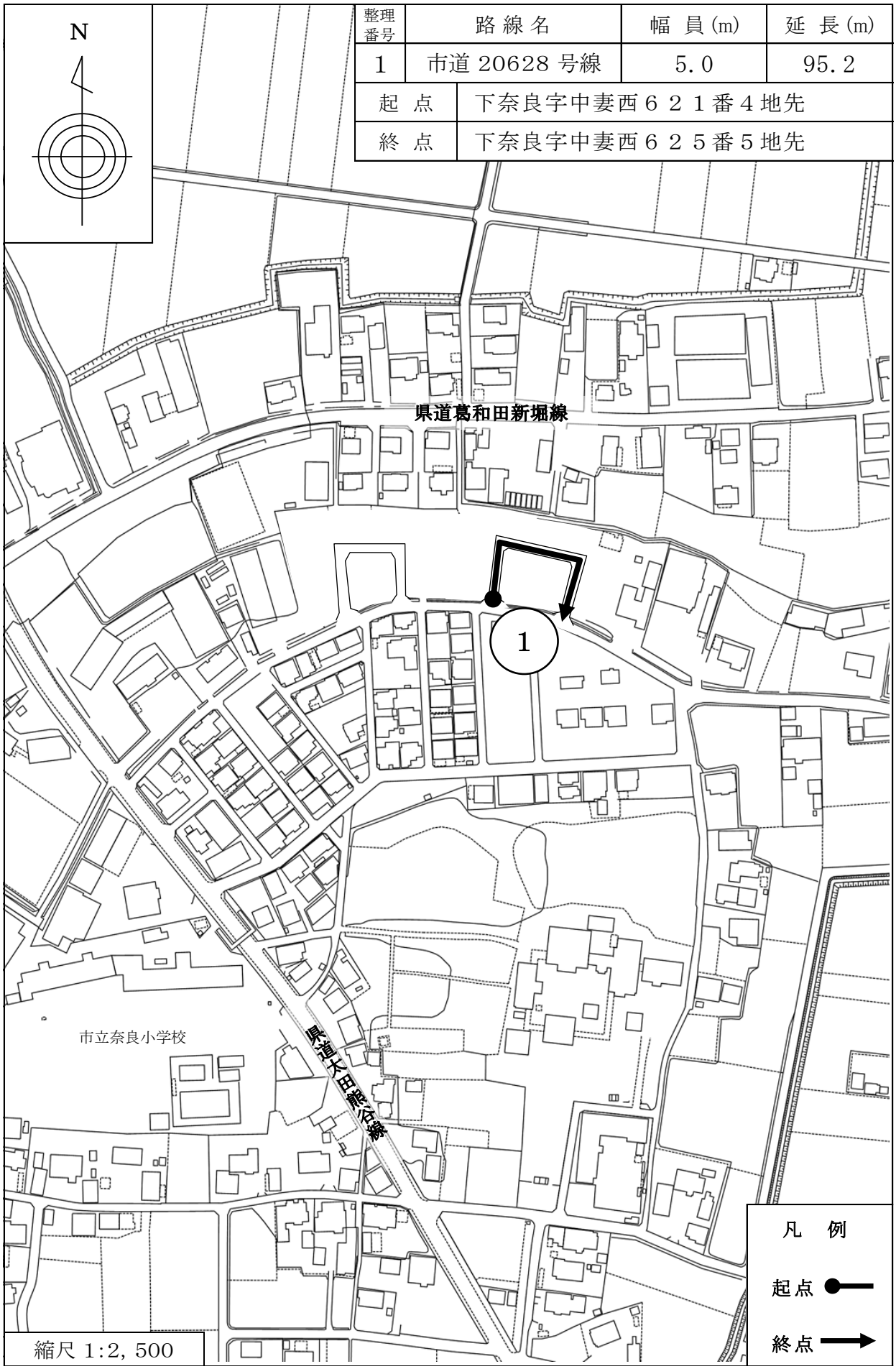
（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（共同処理する事務） 第３条　組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 ⑴　ごみ焼却施設の管理運営に関すること。 ⑵・⑶　（略）	（共同処理する事務） 第３条　組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 ⑴　ごみ焼却施設の建設及び管理運営に関すること。 ⑵・⑶　（略）

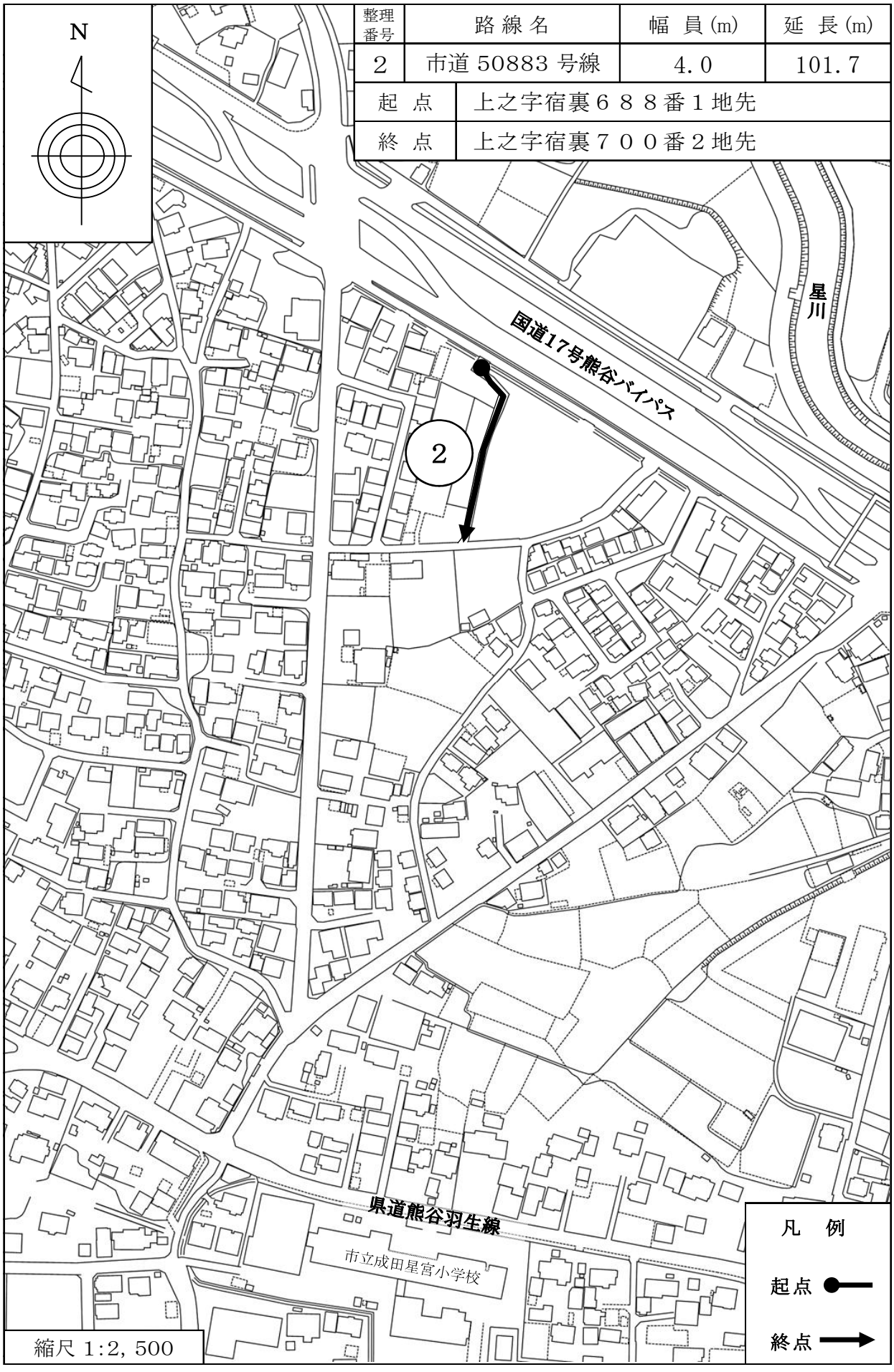
議案第 １２７ 号の参考資料

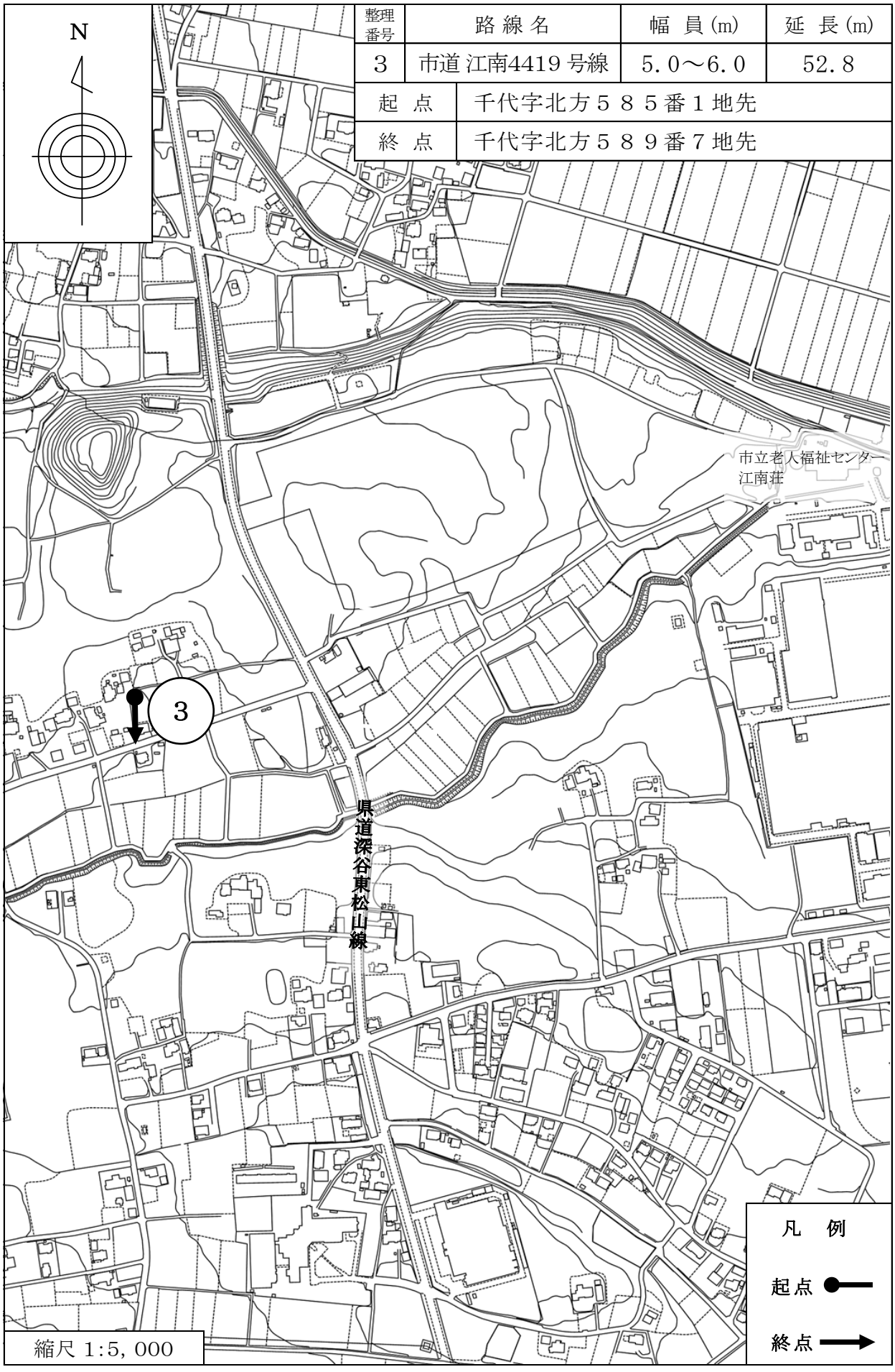
認定路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	認　定　理　由
1	市道　20628　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
2	市道　50883　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
3	市道　江南4419　号線	未認定の道路を市道として管理したいため



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1	市道 20628 号線	5.0	95.2
起点	下奈良字中妻西６２１番４地先		
終点	下奈良字中妻西６２５番５地先		

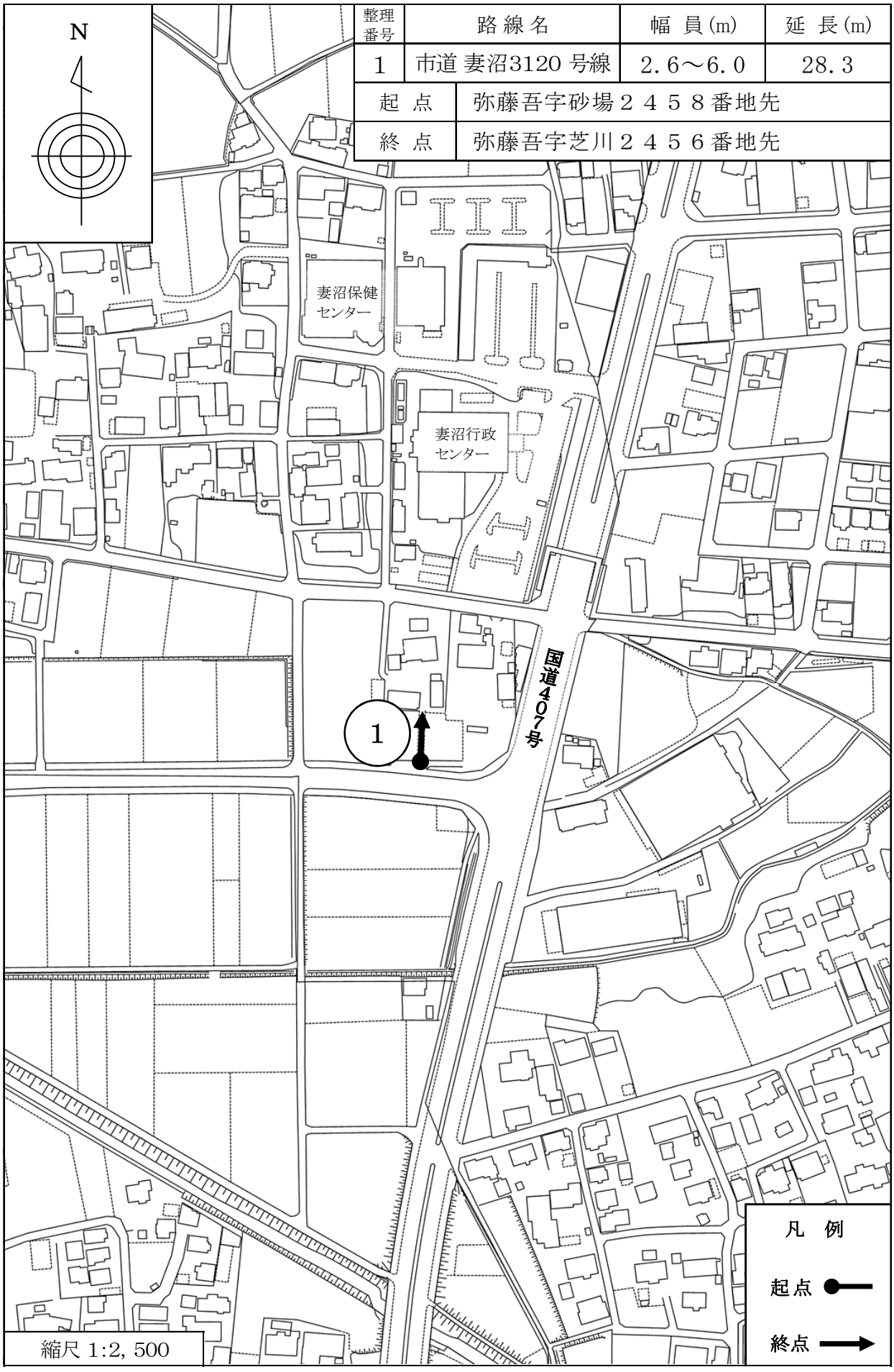

N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
2
市道 50883 号線
4.0
101.7
起点
上之字宿裏６８８番１地先
終点
上之字宿裏７００番２地先
国道17号熊谷バイパス
星川
2
県道熊谷羽生線
市立成田星宮小学校
凡例
起点
終点
縮尺 1:2,500

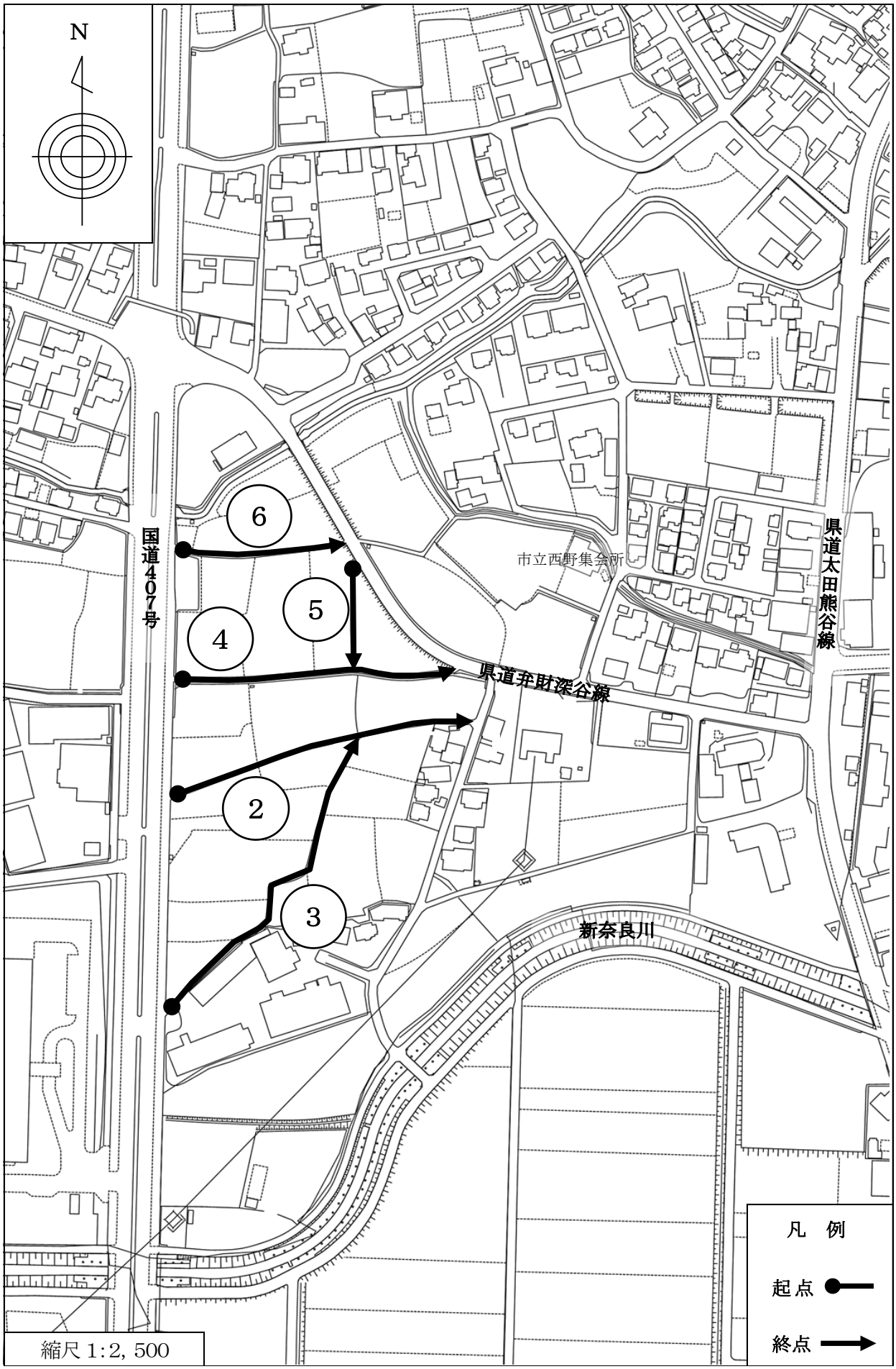

N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
3
市道 江南4419 号線
5.0～6.0
52.8
起点
千代字北方５８５番１地先
終点
千代字北方５８９番７地先
市立老人福祉センター
江南荘
3
県道深谷東松山線
凡例
起点
終点
縮尺 1:5,000

議案第 １２８ 号の参考資料

廃止路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	廃　止　理　由
1	市道 妻沼3120 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
2	市道 妻沼4122 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
3	市道 妻沼4123 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
4	市道 妻沼4124 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
5	市道 妻沼4125 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
6	市道 妻沼4126 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため


N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
1
市道 妻沼3120 号線
2.6～6.0
28.3
起点
弥藤吾字砂場２４５８番地先
終点
弥藤吾字芝川２４５６番地先
妻沼保健センター
妻沼行政センター
国道407号
1
凡例
起点
終点
縮尺 1:2, 500


N
国道407号
市立西野集会所
県道太田熊谷線
県道弁財深谷線
新奈良川
6
5
4
2
3
凡　例
起点
終点
縮尺 1:2, 500

整理番号	路線名	起点 終点	幅員 （m）	延長 （m）
2	市道 妻沼４１２２号線	西野字出口１０８番地先 西野字出口１００番１地先	1.4～2.8	159.8
3	市道 妻沼４１２３号線	西野字腰巻７９番２地先 西野字腰巻９９番地先	1.3～2.2	181.4
4	市道 妻沼４１２４号線	西野字道祖神２２１番地先 西野字道祖神２３１番１地先	0.9～1.5	143.9
5	市道 妻沼４１２５号線	西野字道祖神２３１番１地先 西野字道祖神２３１番１地先	1.0	53.8
6	市道 妻沼４１２６号線	西野字道祖神２１５番２地先 西野字道祖神２２６番地先	1.5～1.8	85.5

議案第１２９号の参考資料

業　者　名　及　び　審　査　結　果

事　　業　　名	新熊谷学校給食センター整備事業
事　業　場　所	熊谷市原島地内ほか
審　査　年　月　日	令和７年８月２７日
提案価格の上限額	19,005,317,000円

番号	業　　者　　名	審　査　内　容			結果
		金額	総合評価　※	順位	
1	東洋食品グループ	円 18,190,431,282	点 性能評価点：562 価格評価点：　42 総合評価点：604	1	最優秀提案者
2	シダックス大新東ヒューマンサービスグループ	17,393,010,255	性能評価点：474 価格評価点：　85 総合評価点：559	2	
3	ジーエスエフグループ	18,924,182,386	性能評価点：536 価格評価点：　4 総合評価点：540	3	

※　性能評価点と価格評価点の和を総合評価点とし、一番高い得点を得た者を最優秀提案者とする。

契　約　の　相　手　方	契　約　総　額	うち消費税等の額
株式会社熊谷学校給食サービス（東洋食品グループの構成企業が出資して設立した特別目的会社）	18,190,431,282 円	1,606,315,831 円

1　事 業 名　　新熊谷学校給食センター整備事業

2　事業場所　　熊谷市原島地内ほか

3　事業概要

⑴　設計

⑵　建設

⑶　維持管理

⑷　運営

4　契約の相手方の概要

⑴　株式会社熊谷学校給食サービスは、東洋食品グループの構成企業が出資して設立した特別目的会社である。

⑵　契約の相手方への出資状況

出資者	出資比率
株式会社東洋食品	３９％
東亜建設工業株式会社	２１％
株式会社オーエンス	１０％
ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社	１０％
大和建設株式会社	９％
タニコー株式会社	８％
株式会社アイホー	２％
株式会社楠山設計	１％

5　施設概要

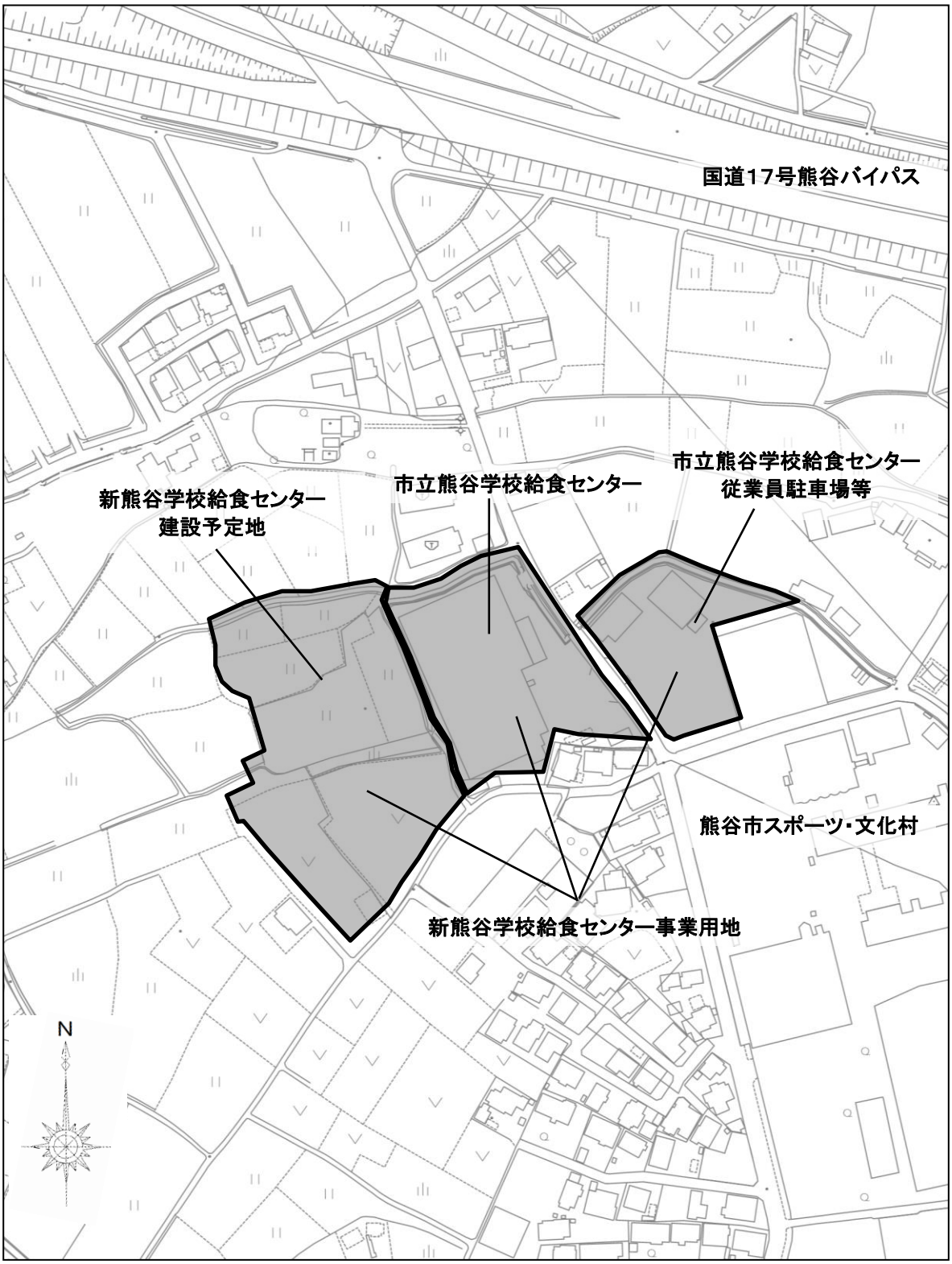
⑴　屋内施設

学校給食センター

⑵　屋外施設

駐車場、駐輪場及び緑地

新熊谷学校給食センター建設予定地　位置図



新熊谷学校給食センター完成予想図



外観イメージ（南東側）



外観イメージ（東側鳥瞰図）